

Title	ナチス後期における労働政策とその実態に関する社会史的考察：1936年秋から1938年6月まで
Sub Title	Sozialgesehichtliche Betrachtung der nationalsozialistischen Arbeiterpolitik und ihrer wirklichen lage : vom Herbst 1936 bis Juni 1938
Author	矢野, 久
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1977
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.70, No.6 (1977. 12) ,p.660(80)- 673(93)
JaLC DOI	10.14991/001.19771201-0080
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19771201-0080

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ナチス後期における労働政策と その実態に関する 社会史的考察

——1936年秋から1938年6月まで——

矢 野 久

序

第一節 四カ年計画と労働政策

第二節 労働政策の実態

第一項 鉄・金属業

第二項 建設業

第三節 賃金水準の動向

最終節 結論的考察

序

本稿の課題は、ナチス労働政策の政策内容とその実態を分析することにある。ナチス労働政策そのものを扱った研究は意外に少ないが、それに関連するこれまでの西欧の研究は三つの見解に大別されよう。第一の見解はB・クライン、A・ミルウォード⁽¹⁾の見解で、労働配置問題は法制度に関する分析からはその実態は把握できぬとして統計的分析にもとづき、労働力の絶対数並びに労働力の配分双方の点で重点的な労働配置・労働者「動員」はなかったとするものである。彼らに

よれば、ナチス・ドイツの経済は戦前期・戦時共「平和経済」であり、しかもそれがヒットラーの「電撃戦構想」の意識的適用によるものである。

第二の見解は、R・エルベ、W・ザウアー、G・シュルツ⁽²⁾らの見解で、主に1933—1934年の時期を対象にしてすでにこの時期に手形金融方式による再軍備政策が行なわれ、再軍備が全経済政策を支配していたとみなして、第一の見解に対して「平時における戦争経済」と特徴づけている。ここでは労働者動員の問題は全く触れられていない。

上記の二つの全く異なるナチス経済体制の特徴づけに対して、第三の見解⁽³⁾を主張するA・シュヴァイツァー、D・ベッツィーナは、1936年秋の「四カ年計画」を画期としてナチ体制を前期と後期に二分し、前期における平和経済的体制、後期における戦争経済的体制と特徴づけている。D・ベッツィーナは、主として法制度の内容をもとに、労働者統制は前期には一定の法制化にもかかわらず、大量の失業者の存在によってその統制はなかったのに対し、後期には「間接的」統制

注(1) Burton H. Klein, *Germany's Economic Preparations for War*, Harvard 1959; Alan S. Milward, *The German Economy at War*, London 1965.

(2) René Erbe, *Die nationalsozialistische Wirtschaftspolitik 1933-1939 im Lichte der modernen Theorie*, Zürich 1958; Karl Dietrich Bracher/Wolfgang Sauer/Gerhard Schulz, *Die nationalsozialistische Machtergreifung*, Köln und Opladen 1960.

(3) Arthur Schweitzer, *Big Business in the Third Reich*, Bloomington 1964; Ders., "Business Power under the Nazi Regime," in: *Zeitschrift für Nationalökonomie*, 20. Jg., 1960; Dietmar Petzina, *Der nationalsozialistische Vierjahresplan von 1936*, Diss., Mannheim 1965 (以下 Petzina, *Vierjahresplan*. と略す); Ders., "Hitler und die deutsche Industrie," in: *Geschichte in Wissenschaft und Unterricht*, 17. Jg., 1966; Ders., *Autarkiepolitik im Dritten Reich*, Stuttgart 1968 (以下 Petzina, *Autarkiepolitik*. と略す); Ders., "IG-Farben und nationalsozialistische Autarkiepolitik," in: *Tradition. Zeitschrift für Firmengeschichte und Unternehmerbibliographie*, 13. Jg., 1968; Ders., "Mobilisierung deutscher Arbeitskräfte vor und während des II. Weltkrieges," in: *Vierteljahreshefte für Zeitgeschichte*, 18. Jg., 1970 (以下 Petzina, "Mobilisierung" と略す)。

から「直接的」統制へと段階的に移行しながら労働者に対する統制があったとしている。

以上の三つの研究の動向の整理から、労働者「動員」はあったのか否か、ナチス・ドイツは戦争経済なのか平和経済なのか、それはヒトラーないしナチ党・国家指導部の意識的適用によるのか否か、という問題が生じてこよう。しかしながら、本稿ではこれらの問題に全面的に答えてゆくことはできない。そこで本稿では、後期に限定して労働配置・労働者に対する統制の問題を扱うことにする。その際本稿では、時期としては、1936年秋の「四カ年計画」以降、1938年6月のナチス労働政策の画期をなす労務義務令並びに賃金構成令に至るまでの時期に限定し、しかも実態分析の対象としては、鉄・金属業と建設業の二部門に限定して分析を試みることにする。

分析を始める前に、本稿の理解をより明確にするために以下の三点をあらかじめ示しておくことにする。第一点は、第一節で後述するように、第二の見解のように前期にすでに戦争経済が存在したという立場にはたらず、第三の見解のいう前期・後期の区分に立脚することである。第二点は、分析方法に関することである。第一の見解が労働配置の法制度の内容を無視し、統計的分析のみにもとづいているのに対し、第三の見解は、法制度にのみもとづいている。本稿では、一方で労働配置の法制度を、その経済政策の方向性との関連で問ひ、労働政策の意図を解明しつつ、他方でその実態を資(史)料をもとに把握することによって、先の問に答えてゆく手掛りをつかむことにする。第三点は、本稿はナチス支配の社会史的解明のための準備作業であるという点である。ナチス研究の最も重要な方法的視座の一つとしての権力構造的発想が、(i)ナチ党指導者間の権力欲に由来する権限争い、(ii)ナチ党内における「大衆運動」の側面と「機構」の側面の対立に根をもつ指導者間の争い、(iii)ナチ党と伝統的支配層の間の対立を反映した指導者間争い、という三種の対立関係から構想され、これまでの「一枚岩」的ナチス像から、ディナーミッシュな、カオス的な、ポリクラティッシュなナチス像への転換をはかることを可能ならしめたことは疑いないといえる。しかしながら、そこには最も重要な観点が欠落している。それは、

——ディナーミッシュな権力構造に貫徹する——ナチ体制と労働者大衆との関連である。この関連は、上記三種の対立関係から構築された権力構造においてのみ捉えられるのではなく、こうした権力対抗関係にある権力諸主体と労働者大衆との関連において、すなわち、ナチ体制における労働者大衆の経済的・社会的・政治的・イデオロギー的な状態と位置の具体的な特徴において捉えられねばならない。

こうした関連において歴史を把握する方法的視座は、ドイツ歴史学において“Gesellschaftsgeschichte”として提起されているが、いわゆる「社会史」“Sozialgeschichte”⁽⁵⁾研究の潮流に位置するものである。ドイツ歴史学の主流をなしていた出来事(Ereignisse)の歴史としての「普遍史」(Allgemeine Geschichte)が、政治史を中心に展開されてきたことは周知の事実である。それに対して、「構造史」(Strukturgeschichte)としての社会史は、「人間諸団体の構造、その内部的仕組み」を考察の対象とし、歴史考察の様式・方法の転換を求めるものであった。最近の西独社会史家達は、政治史中心主義に対する根底的な批判に立脚して、その一方で社会なき構造史を批判して、普遍史の社会史的解釈として、“Gesellschaftsgeschichte”を提唱している。それは、政治と経済との関連を「社会」というより広いパースペクティヴの中に組み入れ、歴史を社会の歴史として叙述しようとするものである。換言すれば、それは、経済過程・構造の歴史と権力関係・支配形態の歴史とを媒介するものといえよう。筆者は、先の三種の権力対抗関係の視点に加えて、ナチ体制と労働者大衆との関連をこうした gesellschaftsgesichtlich な軸において捉えようとするものであり、本稿はその準備作業の一環をなすものである。

第一節 四カ年計画と労働政策

ナチスの経済政策の方向は、1936年8月のヒトラーのいわゆる「四カ年計画覚書」によって与えられたが、その基本的方向は、ドイツの生存圏を東方において確保し、ドイツ民族の「自己主張」を行なうという拡張主義的路線にある。この生存圏獲得を可能ならしめる経済的前提をいかに確保するか、そこにこの「覚書」

注(4) 山口定『ナチ・エリート』中公新書、1976年、208頁。

(5) ここでは Hans Mommsen, Hans-Ulrich Wehler, Jürgen Kocka, Heinrich August Winkler さらにイギリスの Timothy Mason らの名をあげるにとどめる。社会史的ナチズム論の具体的展開については後日に期したい。

の経済的課題と意義がおかれているが、この「覚書」で示された経済的課題は、(一)軍事的再軍備と並んで経済的再軍備、(二)原料・燃料供給のできるかぎりの自立化、(三)国内合成生産の拡大、にあり「ドイツ経済は四カ年以内に戦争遂行可能とならねばならぬ」ことを要請するものであった。⁽⁶⁾ ヒットラーが「鉄の決断をもって全領域で100%の自給をはかる」ことを要請しているところから、四カ年計画が「アウトアルキー」の道を歩むものと考えられがちであるが、純然たるアウトアルキーの道ではなく、基本的目標はあくまでも生存圏獲得にあり、四カ年計画はこうした目標遂行の為にできるかぎりの自立化を目指すものなのである。ここにおいては、帝国主義的拡張と国内の経済的再軍備政策は一体化されている。すなわち、ナチス・ドイツの経済政策はかかる帝国主義的拡張の手段とされ、国防・経済政策上高度の軍備状態を達成することが課せられている。⁽⁸⁾ その意味で、世界経済的関連の中でドイツの再軍備を行なうというこれまでの経済政策の方向、つまり経済大臣、ライヒスバンク総裁 H・シャハト(Hjalmar Schacht)に代表される方向とは決定的に異なり、ナチス経済政策の一つの画期をなすものといえる。⁽¹⁰⁾ ナチス体制を前期と後期に二分するゆえんもここにあるといえよう。

ナチス・ドイツの経済政策が「四カ年計画」として、このように経済的再軍備・戦争準備を遂行する経済政策になったのに対応して、労働政策はいかなる性格をもつことになったのであろうか？ その際まず、労働力の状況がいかなるものであったのか、あるいはいかなるものであると国家指導部によって認識されていたのかをみておく必要がある。1936年8月26日付の労働大臣 F・セルテ(Franz Seldte)の総理府長官宛の書簡並びに1936年10月6日提出の「労働配置規制第二法草案」理由書を資料に当時の労働力状況をみると、失業者数の減少・就業者数の増大⁽¹¹⁾にもかかわらず、金属業・建設業・建設材料業の専門労働力不足、農業の労働力不足が生じ、こうした労働力不足が社会的・経済的に望ましくない現象をひきおこしているということ、具体的には、労働局が必要な労働力を確保しえないので、企業(特に公部門の注文を受ける企業)は「自助」(すなわち高賃金)に訴えて他企業(高賃金を支払いえぬ)から労働力を引き抜いているということ、かくして結果的に賃金が飛躍的かつ無計画に上昇すると同時に、労働モラルは悪影響をうけ、労働者の賃上げ要求のストライキが例外現象ではなくなっているということが確認できる。ここにおいては、四カ年計画政策遂行の前提として、二つの事態があったと考えられる。すなわち、第一には、労働者の配置並びに賃金の動向——専門労働

注(6) Wilhelm Treue, "Hitlers Denkschrift zum Vierjahresplan 1936," in: *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, 3. Jg., 1955, S. 206; A. Schweitzer, "Foreign Exchange Crisis of 1936," in: *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft*, 118. Jg., 1962, S. 273-274.

(7) W. Treue, *op. cit.*, S. 209-210.

(8) D. Petzina, *Autarkiepolitik*, S. 50; Hans-Erich Volkmann, "Außenhandel und Aufrüstung in Deutschland 1933 bis 1939," in: *Wirtschaft und Rüstung am Vorabend des Zweiten Weltkrieges*, hrsg. v. Friedrich Forstmeier/H.-E. Volkmann, Düsseldorf 1975, S. 97.

(9) 外貨不足問題に直面して、まずもって輸出を促進し、それによって得られた外貨を再軍備に必要な原料の購入にあてる、という方向である。

(10) 大野英二「四カ年計画と経済政策の転換—ナチ・レジーム研究ノート」大野英二、住谷一彦、諸田実編『ドイツ資本主義の史的構造』有斐閣、1972年、所収。

(11) (B. Klein, *op. cit.*, p. 67; R. Erbe, *op. cit.*, S. 92.)

	1933	1936
失業者数	480万人	160万人
就業者数	1,340万人	1,760万人

(12) "Schreiben des Reichs- und Preussischen Arbeitsministers an den Chef der Reichskanzlei, Dr. Lammers, vom 28. August 1936," in: *Bundesarchiv Koblenz (BA)*, R43 II, Bd. 533. これは、最近 T. マイソンにより公刊されたドキュメントに Dok. 2 として収録されている。Timothy W. Mason, *Arbeiterklasse und Volksgemeinschaft. Dokumente und Materialien zur deutschen Arbeiterpolitik 1936-1939*, Opladen 1975, Dok. 2, S. 194-196 (以下 Mason: Dok. 2. と略す)。⁽¹²⁾ "Entwurf eines Zweiten Gesetzes zur Regelung des Arbeitseinsatzes mit Begründung und Durchführungsbestimmungen vom 6. Oktober 1936," in: *Deutsches Zentralarchiv Potsdam (DZA Potsdam)*, RAM, Bd. 9399; BA, R43 II, Bd. 533 (Mason: Dok. 3, S. 198-201).

働力不足と賃金の無計画的上昇——という労働力的側面における事態と、第二には、労働者の労働モラルの悪化、ストライキ現象という労働者の側面における事態とである。

こうした事態の中で、四カ年計画——経済的再軍備・戦争準備——を行なう上で、いかなる労働政策が求められたのであろうか？ 国防省国防経済本部(Wehrwirtschaftsstab) 長G・トーマス (Georg Thomas) は、1936年11月4日のライヒ労働会議所第五回大会における演説の中で、来るべき戦争にそなえて、ドイツ労働戦線 (DAF) との協力によって、(1)社会的平和の維持、(2)健全かつ戦闘力ある国民の確保、(3)価格・賃金水準の固定化、(4)専門労働力の需要確保、(5)啓蒙・教育活動という五つの基本的な社会政策的要求を行なった。(13) (3)は再軍備政策遂行のための賃金政策であり、固定した賃金による再軍備の円滑なる遂行を目指すものであり、(4)は専門労働力不足に対応するための大量生産・婦人労働導入・職業訓練による専門労働力確保であり、以上はすぐれて労働力政策的色彩をもつものである。それに対して、(1)は共同体イデオロギーにもとづく企業内並びに社会的レベルでの平和を目指し、(2)はDAFの「勸喜力行団」(“Kraft-durch-Freunde”)活動による「精神的・肉体的に健全な」労働者の育成を目指し、(5)は宣伝省の活動によって戦争プログラムの一環として国民を啓蒙・教育することを目指しており、これらは、すぐれて労働者政策的色彩をもつものである。少なくともこの時期に政府によって意図された労働政策は、先述の労働力状況の労働力の側面と労働者の側面双方の二重の事態に対応して、経済的再軍

備・戦争準備のための労働力政策であると同時に、そのイデオロギー的前提を創出するための労働者政策であったといえる。(14)

しかしながら、実際に法制化された労働政策は、必ずしもこうした二重の意図を直接的に反映するものではなかった。「労働配置規制第二法草案」前文が示すように、実際には「国策上重要な課題」とりわけ四カ年計画の建設プログラムの遂行に建設業、鉄・金属業の労働配置を適合させ、専門労働者を育成して労働配置問題を解決するという労働力政策的側面が前面に出ることになった。この第二法草案は法制化されず、実際には四カ年計画総監H・ゲーリング (Hermann Göring) による七つの四カ年計画施行指令 (Anordnung) として制度化されることになったが、以下その具体的内容をみておこう。

その第一の施行指令は、専門労働者養成に関するもので、四カ年計画の範囲内で、鉄・金属業、建設業の10人以上の就業者をもつ企業に一定の割合の見習工養成を義務づけ、労働局・帝国局がそれを規制しようとしている。(15)

第二の施行指令は、金属労働者需要確保に関するもので、「四カ年計画の範囲内において無条件に履行すべき鉄・金属業の国策上・経済政策上重要な注文を確保するために、必要な金属労働者の供給」を緊急に行なうことを目指している。本指令によって鉄・金属業における金属労働者の雇用は、労働局の許可義務を必要とし、その際、国策上・経済政策上重要な課題にもとづいて許可が与えられるとされた。(16)

第三の施行指令は、金属労働者・建設専門労働者が

注(13) “Wortprotokoll der 5. Tagung der Reichsarbeitskammer am 24. November 1936 in Berlin,” in: DZA Potsdam, RWM, Bd. 10314; BA, R41, Bd. 18 (Mason: Dok. 1, S. 179-188).

(14) DAF 指導者 R. ライ (Robert Ley) は同大会で、生存圏確保を前提としながらも、トーマスの方向に対して、労働者の犠牲の軽減・DAF 活動によって労働者大衆の信任を得ることを強調している (ibid., S. 189-191.)。

(15) “Entwurf eines Zweiten Gesetzes,” op. cit., S. 210.

(16) “Erste Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans (AnO Durchf. VJP) über die Sicherstellung des Facharbeiternachwuchses vom 7. November 1936,” in: Deutscher Reichsanzeiger und Preussischer Staatsanzeiger (DRA) Nr. 262 (Mason: Dok. 6, S. 223-224).

(17) “Zweite AnO Durchf. VJP über die Sicherstellung des Bedarfs an Metallarbeitern für staats- und wirtschaftspolitisch bedeutsame Aufträge vom 7. Nov. 1936,” in: DRA Nr. 262 (Mason: Dok. 7, S. 225).

(18) 「鉄・金属業」とは、製鉄業、非鉄金属業、鋳造業、鋼鉄製作業、機械製作業、船舶業、航空機業、電機業、精密機械・光学業、ブリキ・金属製品業を含む工業であり、「金属労働者」(Metallarbeiter)とは、「鉄・金属業」の専門労働力として職業教育を終了した労働者、経営職員、職場長、技術者、さらに労働手帳で熟練ないし半熟練と記された労働者を示している。本指令第二・三条参照。

(19) 「第二法草案」では無条件に労働局の許可が必要とされたが、本指令では三ヶ月以内に10人以上増加する場合という条件がつけられた。

その職業教育に対応しない職場で働いている場合、
「非経済的浪費」であるため、その職業教育に適合した職場に配置することを目指すもので、当該企業は労働局に報告せねばならず、労働局が許可すれば告示期間なしに離職しうるとされた⁽²⁰⁾。

第四の施行指令は、国策上・経済政策上重要な建設計画のための労働力並びに建設材料確保を目指すもので、公私建設・土木計画は開始三ヶ月前に労働局に届出ることが義務づけられ、重要でない建設計画を延期し、緊急の国防軍建設その他の重要な建設計画遂行を可能ならしめるものであった⁽²¹⁾。

第五の施行指令は、40歳以上の高齢労働者を適切に就業させるもので、一方で「第二法草案」理由書が示すように高齢失業者に対処すると共に、他方で国策上の必要に対応させることを主眼としている⁽²²⁾。

第六の施行指令は、金属労働者・建設専門労働者の広告掲示による無規制的募集を阻止するためのもので、新聞・雑誌等での掲示を禁止し、例外は帝国局長官の許可を必要とした⁽²³⁾。

これまでの指令が11月7日に公示されたのに対し第七の施行指令は12月22日に公示された。本指令は、鉄・金属業、建設業、れんが業、農業において労働者による労働関係の違法な解約を阻止するためのもので、契約期間終了までその企業が労働手帳を保持しうるとされた⁽²⁴⁾。

以上から、四カ年計画の施行手段としての労働政策の特徴として、まず第一に、四カ年計画を中心とする国策上・経済政策上重要な課題——すなわち経済的再軍備・戦争準備——のための労働力配置というすぐれて労働力政策の側面を打ち出したものであって、労働者のイデオロギー的統合という労働者政策的側面は、背

後に退いていたことがあげられる。第二に、主として、専門労働力の不足していた鉄・金属業、建設業の二部門における専門労働力の確保に重点がおかれていたことがあげられる。とりわけ、第二施行指令によって金属労働者の職場移動許可義務制、第四施行指令によって建設計画の届出義務制の体制がしかれたことは重要である。第三の特徴としては、労働政策が賃金政策という形では具体化されていないことである。すなわち、それは、賃金上昇を労働配置政策によって克服しようとするものであり、それ故、賃金政策は労働配置政策に従属せしめられていたのである。

このように、四カ年計画施行のためのナチス労働政策は、四カ年計画の範囲内であり、しかも主に鉄・金属業、建設業の二部門を中心とし、かつ専門労働者を対象とするような、労働市場に対する介入であるという意味で、D・ベッツィーナの言うように、労働市場の「間接的統制」と規定しえよう⁽²⁵⁾。しかしそれは、実態そのものの特徴を表現しているのではなく、あくまでもナチ国家指導部の意図した政策内容の方向性であって、その意味では「労働市場への意図としての間接的統制」と規定しえよう。

では、その実態はいかなるものであったのだろうか。以下、鉄・金属業、建設業の二部門における労働配置状況の実態を分析することにしよう。

第二節 労働政策の実態

第一項 鉄・金属業

軍需工業の基幹部門を構成している「鉄・金属業」は、「金属労働者」不足の故に、四カ年計画施行指令において、建設業と並んで重点的に、その専門労働力

注(20) “Dritte AnO Durchf. VJP über die Rückführung von Metallarbeitern und Baufacharbeitern in ihren Beruf vom 7. Nov. 1936,” in: DRA Nr. 262 (Mason: Dok. 8, S. 226-227).

(21) “Vierte AnO Durchf. VJP über die Sicherstellung der Arbeitskräfte und des Baustoffbedarfs für staats- und wirtschaftspolitisch bedeutsame Bauvorhaben vom 7. Nov. 1936,” in: DRA Nr. 262 (Mason: Dok. 9, S. 227-228). 「第二法草案」は許可義務を課している。

(22) “Fünfte AnO Durchf. VJP über die Beschäftigung älterer Angestellter vom 7. Nov. 1936,” in: DRA Nr. 262 (Mason: Dok. 10, S. 228-229). 理由書については注(2)の “Entwurf,” op. cit., S. 209. を参照されたい。

(23) “Sechste AnO Durchf. VJP über das Verbot vor Kennwortanzeigen für die Anwerbung oder Vermittlung von Metallarbeitern und Baufacharbeitern vom 7. Nov. 1936,” in: DRA Nr. 262 (Mason: Dok. 11, S. 230).

(24) “Siebente AnO Durchf. VJP über die Verhinderung rechtswidriger Lösung von Arbeitsverhältnissen vom 22. Dez. 1936,” in: DRA Nr. 299 (Mason: Dok. 12, S. 230-231).

(25) D. Petzina; Vierjahresplan, S. 203-207; Ders, “Mobilisierung,” S. 444.

の確保が試みられたことは先述した。特に「第二施行指令」は職場移動許可義務制を規定している点で重要であるが、しかしそれは、四カ年計画の範囲に限定されるものであった。1936年11月27日には四カ年計画と直接に結びつかない企業にも金属労働者の職場移動許可義務制が適用されることになったが、これによっても鉄・金属業の専門労働力不足は解消されず、他企業による専門労働力引き抜きが激化し、「社会的に望ましくない結果」をひきおこした。そこで1937年2月11日、帝国局長官F・ジールプ(Friedrich Syrup)は、「金属労働者労働配置指令」(“AnO über den Arbeitseinsatz von Metallarbeitern vom 11. Febr. 1937”)を告示した。

この指令は、金属労働者の雇用許可義務制を課するものであるが、その特徴としては、第一に、四カ年計画の範囲内での鉄・金属業という枠がはずされて、あらゆる種類の公・私企業、行政が金属労働者を雇用する場合、労働局の許可を必要とするということがあげられる。第二に、国策上・経済政策上重要な課題、企業の経済性、当該市町村の負担が、金属労働者の居住区よりも重要であるとされ、金属労働者の居住区の労働局ではなくて、金属労働者の職場を管轄する労働局が許可を与えるとされたことがあげられる。第三に、「第二施行指令」が四カ年計画政策遂行の手段とされていたのに対し、四カ年計画関連企業の金属労働者確保を可能ならしめるばかりか、金属労働者の援助による企業の経済性、労働者構成の破壊を食い止めるという課題も設定されたことがあげられる。

しかしながら、もちろん全面的な職場移動の制限を

行なうものではなくて、金属労働者の職場移動許可義務制＝職場移動自由の制限によって金属労働者の確保をはかると共に、他方では、1937年4月27日付の州労働庁労働局宛の帝国局長官の告示⁽²⁹⁾が示すように、「根拠のある」(すなわち国策上・経済政策上金属労働者の移動が必要である場合には)職場移動は、むしろ認可して円滑に金属労働者を国策上・経済政策上重要な企業に移動させることを認めるものであったことは注意を要する。いずれにせよ、労働局には金属労働者の雇用＝職場移動に関する規制の権限が与えられ、しかも違反者を罰金・禁固刑に処する権限をも与えられることになったのである。

では、鉄・金属業における労働配置状況の実態はいかなるものであったのか。1937年2月、1937年3月、1937年4月、1937年5月、1937年6・7月、1937年8・9月、1937年10月、1937年11・12月、1938年1・2月、1938年3・4月、1938年5・6月、以上の11のライヒ労働管理官の秘密報告書から、1938年6月までの時期における鉄・金属業の労働配置状況の実態を概観すると以下ようになる。

まず第一に、1937年2月から5月までの報告においては、鉄・金属業における主要問題は原料不足問題であり、この原料不足から労働時間短縮、ひいては労働者解雇が生じていることがあげられる。例えば、シュレーゼンでは週24時間労働の企業が多く、ヘッセンのある機械工場では、原料不足による解雇によって労働者が40%にまで減少しているという例があげられている(1937年4月報告)。しかし、1937年6月以後は原

注(26) 「1934年12月29日指令の修正指令」として法制化されている。

(27) “AnO über den Arbeitseinsatz von Metallarbeitern vom 11. Febr. 1937,” in: *Reichsarbeitsblatt* I, S. 38 (Mason: *Dok.* 17, S. 251). の前文参照。

(28) *ibid.*, S. 251-253. 同「施行告示」(“Durchführungserlaß”)も参照(*ibid.*, S. 253-255.)。

(29) “Erlaß (Erl.) des Präsidenten der Reichsanstalt an die Landesarbeitsämter (LAÄ) und Arbeitsämter (AA) vom 27. April 1937,” in: *DZA Potsdam*, RWM, Bd. 10410 (Mason: *Dok.* 18, S. 256-257).

(30) ①“Auszug aus den Monatsberichten der Treuhänder der Arbeit für den Monat Februar 1937,” in: *BA*, R43 II, Bd. 528 (in: Mason: *Dok.* 27). ②“Auszug aus den Monatsberichten der Reichstreuhänder der Arbeit (R. Trh.) für den Monat März 1937 (以下 “Auszug R. Trh. f. März 1937”),” in: *BA*, R43 II, Bd. 528 (Mason: *Dok.* 30). ③“Auszug R. Trh. f. April 1937,” in: *BA*, R43 II, Bd. 528 (Mason: *Dok.* 33). ④“Auszug R. Trh. f. Mai 1937,” in: *BA*, R43 II, Bd. 528 (Mason: *Dok.* 36). ⑤“Auszug R. Trh. f. Juni [und Juli] 1937,” in: *BA*, R43 II, Bd. 528 (Mason: *Dok.* 41). ⑥“Auszug R. Trh. f. August [und Sep.] 1937,” in: *BA*, R43 II, Bd. 528 (Mason: *Dok.* 45). ⑦“Auszug R. Trh. f. Okt. 1937,” in: *BA*, R43 II, Bd. 528 (Mason: *Dok.* 47). ⑧“Auszug R. Trh. f. Nov. und Dez. 1937,” in: *BA*, R43 II, Bd. 528 (Mason: *Dok.* 52). ⑨“Auszug R. Trh. f. Jan. und Febr. 1938,” in: *BA*, R43 II, Bd. 528 (Mason: *Dok.* 96). ⑩“Auszug R. Trh. f. März und April 1938,” in: *BA*, R43 II, Bd. 528 (Mason: *Dok.* 104). ⑪“Auszug R. Trh. f. Mai und Juni 1938,” in: *BA*, R43 II, Bd. 528 (Mason: *Dok.* 108).

料不足問題は背後に退き、影をひそめている。

それに代わって前面に出てくるのが専門労働者不足である。もちろん、1937年5月以前にも専門労働者不足が進行し、それに対するための労働時間延長・高賃金・休日労働手当という措置が講ぜられており(1937年3月の報告)、原料不足問題と専門労働者不足問題とが地域によって異なっていることは注意せねばならない(シュレーゲン・ニーダーザクセンでは原料不足問題、ブランデンブルク・中部ドイツでは専門労働者不足問題)。さらに、例えばオストプロイセンでは月によって事態が逆転しており、同一地域でも鉄・金属業内の工業によって事態は異なるということが考慮されねばならぬが、報告からはそれ以上のことはわからない。ともかく1937年6月以後は専門労働者不足が重要問題となり、特に国防軍・四カ年計画の緊急の軍事注文に対する専門労働力不足が進行していることが第二の特徴である(1937年11・12月のニーダーザクセン、1938年3・4月のヴェストファーレンの報告。1938年5・6月の報告では、デュッセルドルフのある企業では注文充足のためには一万人の労働者が新規に採用されねばならぬという報告がある)。

第三に、このような専門労働者不足が賃金収入の上昇をもたらした(1937年6月のオストプロイセン、1938年3・4月の西ドイツ)、一方で賃上げによる専門労働者の足止め並びに他企業からの引抜きをもたらした(1937年3月のニーダーザクセン、ノルトマルク、1938年5・6月のザールプファルツ)、他方で労働時間の延長・休暇禁止をもたらしている(1937年3月の中部ドイツ、1937年7月のオストプロイセン、ヘッセン、1938年5・6月のニーダーザクセン、テューリンゲン、ヴェストファーレン)ということがあげられる。

最後に、専門労働力不足問題は、以上の如き労働力的側面における問題に止まらず、例えばクリスマス・新年にかけての無断欠勤・生産停滞(1937年11・12月のノル

トマルク)、労働者の意志に反すると労働規律・労働能率が低下してしまうという嘆き(1938年3・4月の西南ドイツ)、さらには賃金収入増大のための労働者の職場移動(1938年1・2月)、国策上・経済政策上重要な企業に労働者が無制限な解雇を強要していること(1937年8・9月報告)に示されるような、労働者の側での反応をもひきおこしていることが第四の特徴としてあげられる。

第二項 建設業

国防軍建設・四カ年計画建設等の国策上・経済政策上重要な建設に重点的に建設専門労働者を確保する政策は、四カ年計画施行指令においては、主に建設計画の届出義務による建設専門労働者・建設材料の確保という形でなされるものであった。建設専門労働者の職場移動許可義務制という形での規制は、1937年4月27日の「ビッターフェルト、ハレ、ヴィッテンベルク労働局区における化学工業並びに建設業の労働者労働配置指令⁽³³⁾」を経て、1937年10月6日「石工・木工労働配置指令⁽³⁴⁾」という形で法制化された。前者は、ライヒ全体の中でも再軍備・四カ年計画によって特に重点がおかれ、専門労働者不足が最も深刻化し不熟練労働者不足にまで拡大した⁽³⁵⁾上記三地区において、化学工業、建設・建設材料業で労働者を雇用する場合、労働局の許可を刑法的規制を伴って義務づけるものであった。

後者の「石工・木工労働配置指令」の特徴としては、まず第一に、地域的制限を取り去りライヒ全体に規制範囲を拡大したこと、第二に、石工・木工という熟練建設労働者を対象としたこと、第三に、あらゆる種類の公・私企業と行政を対象としたこと、第四に、熟練建設労働者を雇用する場合、その労働者の職場を管轄する労働局の許可を必要としたこと、しかも最後に、刑法的規制を加えていることがあげられる。ここに建設

注(31) 報告では、どのくらいの注文がなされ、どのくらいの専門労働力が供給されえたかについては何ら述べられておらず、経済的再軍備の需要増大に対する専門労働力不足の具体的内容はわからない。

(32) Vgl. "Bericht des AA Berlin an den Präsidenten des LAA Brandenburg vom 20. Dez. 1937," in: BA, R41, Bd. 151 (Mason: Dok. 21, S. 262, 264-265).

(33) "AnO über den Arbeitseinsatz von Arbeitern der chemischen Industrie und Bangewerbes in den Bezirken der AA Bitterfeld, Halle und Wittenberg vom 27. April 1937," in: DRA Nr. 96 (Mason: Dok. 38, S. 347-348).

(34) "AnO über den Arbeitseinsatz von Mauern und Zimmerern vom 6. Okt. 1937," in: DRA Nr. 233 (Mason: Dok. 66, S. 501-502).

(35) "Bericht des Trh. für das Wirtschaftsgebiet Mitteldeutschland an den Reichs- und Preußischen Arbeitsminister (RAM) vom 20. Feb. 1937," in: DZA Potsdam, RWM, Bd. 10352 (Mason: Dok. 37, S. 341-345).

専門労働者の雇用許可義務制＝職場移動制限による建設専門労働者の確保が制度化されることになる。もちろん、完全な職場移動制限を課せようとするものではなく、建設専門労働者の国策上・経済政策上重要な建設計画からの流出を制限して専門労働力を確保するものであると同時に、専門労働力が必要な場合には、摩擦なく即座に許可を与えることによって建設専門労働者を確保するものであることは、翌10月7日の帝国局長官の告示の明らかにするところである⁽³⁶⁾。このように、ナチ国家指導部は、一方において四カ年計画の範囲内での建設計画届出義務制、他方において四カ年計画の枠を越える建設専門労働者の職場移動許可義務制によって、建設専門労働力不足を解消し、経済的再軍備・戦争準備のための重要な建設計画を実行する制度的基礎をもつに至ったのである。

では、建設業における労働配置の実態はいかなるものであったろうか。先の1937年2月から1938年6月に至るライヒ労働管理官の秘密報告書から、以下のような特徴が抽出しうる。

建設業では、まず第一に、公的建設計画、特に国防軍建設・四カ年計画建設の注文増加に対応して建設専門労働者不足が緊急の問題として提起されている。事態は、四カ年計画建設・H・ゲーリング帝国工業所建設によって建設専門労働者不足が激化すると同時に、こうした巨大建設にも労働力が十分に確保されず、労働力が不足するまでになり(1938年1・2月の中部エルベ、ニーダーザクセン、ノルトマルク)、さらに1937年夏以降は、建設専門労働者不足のみならず、不熟練建設労働者不足が進行するにまで至っている(1937年8・9月のボンメルン、ヘッセン、ノルトマルク、1937年10月の中部ドイツ)。

第二に、こうした建設専門労働者不足にもとづいて、企業の側ではいわゆる「誘惑賃金」による建設専門労働者の足止め並びに他企業からの引抜きが積極的に推進され(1937年5月のニーダーザクセン、中部ドイツ、1937年6・7月ノルトマルク、ヴェストファーレン、ヘッセン、中部ドイツ、ザクセン、1938年1・2月のニーダーザクセン、テューリンゲン)、建設専門労働者の職場移動をひき起こした。また誘惑賃金ばかりか、オートバイの低価売却、バス・企業家の自乗車での送迎、遠隔地手当、宿泊手

当等のさまざまな手段も活用された(1938年5・6月)。

第三に、特に公的建設(四カ年計画・国防軍建設)関連の企業におけるより高い賃金の保証は、建設専門労働者の吸引を可能にする(1937年8・9月の中部ドイツ、ボンメルン、1937年11・12月のニーダーザクセン、ノルトマルク、1938年5・6月)と同時に、建設業内の企業間格差をひき起こし、その結果追加賃金を支払いえぬ企業は厳しい労働力不足に悩み、労働力が枯渇するが、劣等労働力しか確保しえなくなったり、賃金格差の故に破産したりするに至っている(1937年6・7月のニーダーザクセン、1937年8・9月のノルトマルク、1937年10月の西南ドイツ、ノルトマルク)。

第四に、労働者の側では、より高賃金を求めた職場移動がなされ(1937年4月のノルトマルク、1937年6・7月のノルトマルク、ヴェストファーレン、ヘッセン、中部ドイツ、ザクセン、1938年1・2月のニーダーザクセン、テューリンゲン)、建設業内のより高賃金の企業への移動ばかりか、鉄・金属業、化学工業という他部門への移動が進行した(1938年3・4月のテューリンゲン、中部エルベ)。かくして、一方では企業の側での高賃金による足止め、引抜き策、他方では労働者の側での賃金要求、職場移動によって、労働者の賃金収入と職場移動とが相互に関連して、建設業における専門労働力不足問題を重大なものたらしめたといえよう。

第五に、こうした事態は単に建設業に留まらず、建設材料業にも波及するものであった。建設材料業、特にれんが業は、建設業と比し低賃金のため労働力確保は困難であり(1937年2月のノルトマルク)、賃金収入の引上げ(1937年4月のノルトマルク)、能率手当支給(1937年5月のバイエルン)がなされたが、建設業への労働力流出を阻止しえなかったばかりか、禁止されていたにもかかわらず、解約告示期間を無視したり、あるいはまた、労働手帳の呈示なしに職を見つける(1937年6・7月のブランデンブルク、ニーダーザクセン)という事態にまで至り、労働力流出の激化が報告の一貫した最も中心的内容を占めていた(1937年3月のバイエルン、1937年6・7月のブランデンブルク、ニーダーザクセン、1937年8・9月の西南ドイツ、1937年11・12月の中部エルベ等々)。特にれんが業における労働力流出は、れんが生産を危機的たらしめ、それによって四カ年計画建設を困難にする恐れがあるという指摘(1937年6・7月のブランデンブ

注(36) "Erl. des Präsidenten der Reichsanstalt an die LAA und AA vom 7. Okt. 1937," in: *Reichsarbeitsblatt* I, S. 247 (Mason: Dok. 67, S. 503-504).

ルク、ボンメルン、ニーダーザクセン、1938年1・2月のテューリングゲン)は事態の重大性を示している。

第六に、例えば1937年2月のバイエルン報告においては、アウトバーン建設では比較的賃金が高いが、労働者はさらに高い賃金を求めて仕事を止めたり、労働を拒否していること、また、1937年6・7の報告では、リュネブルクのれんが業で労働者が四時間のストを行なったことが指摘され、労働者が積極的に抵抗していたことが確認できる。そればかりか、建設業に投入された労働者は劣等で、仕事嫌い政治的に信頼のおけぬ者であり(1937年8・9月の西南ドイツ)、「イヤイヤそしてノロノロ」しか働かず(1938年3・4月のテューリングゲン)、能率の低下をもたらしており、高賃金によってもDAFのイデオロギー教育によっても労働意欲を向上させることはできなかったという指摘(1938年1・2月の中部エルベ)がなされている。

次に、四カ年計画「第四施行指令」による建設計画届出義務制によって、まず第一に、どの程度建設計画が認識されたか、第二に、どの程度建設専門労働力が確保されたかをみておこう。

まず、労働大臣は1937年10月総理府長官にあてて、公・私建設計画を国策上の重要度に応じて遂行するよう要請し、さらに経済大臣は同年12月7日、戦争大臣にあてて国策上重要でない建設計画の縮小を主張している。⁽³⁷⁾さらにまた、同年10月のブランデンブルク州の国防軍建設計画の労働配置問題の論議の中で、同州労働庁長官は、軍事的立場から緊急度に応じた建設計画の制限を唱え、国防軍建設計画の縮小さえ唱えるに至っている。⁽³⁸⁾以上のことから、建設計画を緊急度に応じて遂行

し、さらには国防軍建設計画を縮小せざるをえないくらい、建設専門労働力と建設材料不足が進行していることが確認できる。

次に、先のブランデンブルク州の労働配置問題で同州労働庁長官は、特に空軍建設計画の展望が欠けていると批判し、それに対して空軍司令部代表は、1938年度空軍建設計画はあるが個々の建設計画の決定的なものではなく、しかも労働力需要の数量的展望はないことを認めている。⁽⁴⁰⁾また、1937年12月11日、四カ年計画「労働配置」部は、いかなる地区で大規模な建設計画が着手されるべきか、いつ開始・終了されるべきか、どの位の労働力、いかなる質の労働力が投入されるべきかを確定する必要があると主張している。⁽⁴¹⁾1938年2月に至ってもゲーリングは、公機関の建設計画と労働力の規模に関する調査を帝国局に依頼した、と述べている。⁽⁴²⁾以上のことから、建設計画届出義務制にもかかわらず、国家指導部が建設計画、しかも再軍備に最も重要な建設計画でさえ把握しえていないということが確認できる。したがって、それに必要な建設専門労働力の規模並びに質を把握しえていないことが確認できる。

かくして、1938年5月17日には帝国局長官は州労働庁・労働局に対し国策上・経済政策上重要な建設計画、特に四カ年計画建設に建設労働力の重点的確保を要請し、さらに5月30日には、先の「石工・木工労働配置指令」を廃棄して、⁽⁴³⁾「建設業における労働者並びに技術者労働配置指令」を告示し、⁽⁴⁴⁾四カ年計画と直接関係しない建設業においても、労働者・技術者の雇用許可義務制を制定した。本指令の特徴は、第一に建設業の企業が対象とされたこと、第二に熟練石工・木工ばかりか広く労働者・技術者に適用対象が拡大されたこと

注(37) "Schreiben des RAM an den Chef der Reichskanzlei vom 22. Okt. 1937," in: BA, R43 II, Bd. 533 (Mason: Dok. 68, S. 506-507).

(38) "Schreiben des Reichs- und Preußischen Wirtschaftsministers an den Reichskriegsminister (RKM) u. a. vom 7. Dez. 1937," in: BA, R43 II, Bd. 417a (Mason: Dok. 72, S. 522-524).

(39) "Niederschrift über die Besprechung vom 26. Okt. 1937 im LAA betreffend Gestellung vom Arbeitskräften für die Bauvorhaben der Wehrmacht," in: BA, R41, Bd. 188 (Mason: Dok. 70, S. 516-519).

(40) *ibid.*

(41) "Schreiben der Geschäftsgruppe Arbeitseinsatz beim Beauftragten für den VJP an den RKM u. a. vom 11. Dez. 1937," in: BA, R41, Bd. 188 (Mason: Dok. 71, S. 521).

(42) "Schreiben des Beauftragten für den VJP an den Chef des Oberkommandos der Wehrmacht vom 19. Febr. 1938," in: BA, R41, Bd. 188 (Mason: Dok. 77, S. 545).

(43) "Erl. des Präsidenten der Reschsanstalt an die LAÄ und AÄ vom 17. Mai 1938," in: *Reichsarbeitsblatt* I, S. 206 (Mason: Dok. 79, S. 547).

(44) "AnO über den Arbeitseinsatz von Arbeitern und technischen Angestellten in der Bauwirtschaft vom 30. Mai 1938," in: *DRA* Nr. 124 (Mason: Dok. 80, S. 550-551).

にある。かかる特徴をもつ本指令の課題は、帝国局長官の告示によれば、(一)建設業への移動によって打撃を被る農業と建設材料業の労働力不足を緩和し、(二)国策上・経済政策上の意義に従って、建設業内の労働力配分を行なうことにおかれた⁽⁴⁵⁾。しかし、これによっても1938年5・6月のライヒ労働管理官の報告が示すように、事態が改善される見込みはなかった。

第三節 賃金水準の動向

ナチス期の労働者の賃金収入は、第一に、国家官吏たる労働管理官による賃率 (Lohntarif) 規制、第二に、個別資本の自由意思による規定によって決定されていた。服部英太郎が特徴づけたように、前者は、ワイマル期の団体交渉による協約賃金制度を解体するもので、「国家的賃金決定機構の確立」を意味し、第1表の示すように、賃率はほぼ固定化されている。後

第1表 名目・実質時間賃率 (1932=100)

	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939
名目時間賃率	100.0	97.0	96.8	96.8	96.8	97.0	97.4	97.9
実質時間賃率	100.0	99.4	96.8	95.2	94.5	93.9	93.6	94.0

(Gerhard Bry, *Wages in Germany 1871-1945*, Princeton 1960, p. 239, 262.)

者は、協約賃金制の緩和、「賃金政策の弾力性の拡充」⁽⁴⁶⁾をはかるもので、個別資本の一方的意思による賃金切

下げの容認規定を制度化している。本稿の対象たる1936年秋以降における労働政策は、第一節で述べたように、労働配置政策によって賃金収入の無計画的上昇を抑え、経済的再軍備・戦争準備を円滑にするというもので、賃金政策そのものとしては、このメカニズムを踏襲するものであった。しかればその実態如何。現在最も信頼するに足ると思われる帝国統計局 (Statistisches Reichsamt)⁽⁴⁷⁾の秘密調査報告を主要な資料として整理すると以下のようになる。

(一)工業全体

工業全体の労働者の賃金収入は、1935年12月から1938年6月の間に時間賃金収入で5.5%、週賃金収入で8.2%上昇し、1932—1933年と比較すると各々10.2%、23%上昇している⁽⁴⁹⁾。週賃金収入の上昇の方が大きいこと、しかも、その原因が労働時間延長に帰されていることが確認できる。しかし1938年6月の時期では、労働時間が週60時間ないしはそれ以上にまでなり、労働時間延長による週賃金収入の上昇は期待しえず、賃金収入上昇は時間賃金収入の上昇によるというところが大きいという指摘は、賃金収入の上昇が労働時間延長だけではなく、時間賃金収入の上昇にも起因することを示している。

しかしながら、これはあくまでも名目上の賃金収入上昇であり、実質上の動向を示すものではない。第2表から生計費上昇⁽⁵⁰⁾⑥、賃金控除分⁽⁵²⁾⑦を考慮すると、実質週賃金収入は、1932年=100とすると、1936年=112、1938年=114しか上昇していないことに

注(45) "Erl. des Präsidenten der Reichsanstalt an die LAÄ und AA vom 2. Juni 1938," in: *Reichsarbeitsblatt* I, S. 252 (Mason: *Dok.* 81, S. 552-553).

(46) 服部英太郎『賃銀政策論の史的展開』『著作集』第三巻所収, 252, 262-270頁。

(47) Mason のドキュメント解説 (*ZwT. vor Dok.* 15, S. 236-237) 参照。

(48) ① "Bericht des Statistisches Reichsamts über die Entwicklung der tatsächlichen Arbeitsverdienste im Jahre 1936 (Bericht SR über Arbeitsverdienste と略す)," in: *BA*, R43 II, Bd. 542 (Mason: *Dok.* 15). ② "Bericht SR über Arbeitsverdienste im 1. Vierteljahr (Vj.) 1937," in: *BA*, R43 II, Bd. 542 (Mason: *Dok.* 31). ③ "Bericht SR über Arbeitsverdienste im 2. Vj. 1937," in: *BA*, R43 II, Bd. 542 (Mason: *Dok.* 43). ④ "Bericht SR über Arbeitsverdienste im 3. Vj. 1937," in: *BA*, R43 II, Bd. 542 (Mason: *Dok.* 46). ⑤ "Bericht SR über Arbeitsverdienste im 4. Vj. 1937," in: *BA*, R43 II, Bd. 542 (Mason: *Dok.* 50). ⑥ "Bericht SR über Arbeitsverdienste in den ersten Monaten des Jahres 1938," in: *BA*, R43 II, Bd. 542 (Mason: *Dok.* 100). ⑦ "Bericht SR über Arbeitsverdienste im 2. Vj. 1938," in: *BA*, R43 II, Bd. 542 (Mason: *Dok.* 132). この内、完全な形で残っているのは①⑥⑦だけである。

(49) 注 (48)—⑦, *op. cit.*, S. 770-771.

(50) 注 (48)—①, *op. cit.*, S. 238.

(51) 注 (48)—⑦, *op. cit.*, S. 778-779.

(52) 1936/37年の賃金控除の内訳は、租税4.5%, 社会保険9%, DAF 拠出金1.5%であり、その他合計で賃金の15—20%になる。(C. W. Guillebaud, *The Economic Recovery of Germany. From 1933 to the incorporation of Austria in March 1938*, London 1939. 邦訳『ナチス独逸の経済建設』195-196頁。) R. グルンベルガーによれば約18% (Richard Grunberger, *A Social History of the Third Reich*, London 1971, p. 242.)。

第2表 労働者の賃金収入(1932=100)

	① 名目 時間給	② 実質 時間給	③ 名目 週給	④ 実質 週給	⑤ 官庁 生計費	⑥ 調整後 生計費	⑦ 賃金控 除後週 給	⑧ 賃金控 除・生計 費調整 後週給
1932年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100	100
1933	96.9	99.4	102.2	104.8	97.8	97.8	104	104
1934	99.3	99.4	109.7	109.6	100.4	100.4	109	109
1935	100.8	99.2	112.3	110.5	102.0	102.0	110	110
1936	102.5	100.0	116.6	113.7	103.2	103.2	112	112
1937	104.6	101.2	120.6	116.8	103.7	108.6	115	110
1938	108.2	103.8	126.5	121.4	104.1	109.0	119	114
1939	111.3	106.9	131.3	126.0	104.6	109.5	123	118

(G. Bry, *op. cit.*, p. 239, 262, 264.)

なる。しかし、それでも2年間に2ポイント上昇していることは注目に値する。

(二)生産財部門と消費財部門

調査報告書は、時間賃金収入の上昇率は特に生産財部門において著しく、それに対して週賃金収入の上昇率は消費財部門の方が大きいことを指摘している。⁽⁵³⁾

第3表 名目時間賃金収入(単位: Rpt.)

	1935.12	1936.12	1937.12	1938.12
建設業	72.4	72.1	72.3	75.4
建具・家具	68.4	71.3	73.6	78.5
化学工業	82.0	82.0	84.6	85.3
製鉄業	—	86.3	93.5	96.1
鑄造業	—	—	60.7	61.9
ゴム業	—	—	88.2	93.3
金属加工業	83.6	85.7	88.9	91.9
非鉄金属	—	—	—	91.7
石版印刷業	81.1	81.9	82.7	84.8
石材・粘土業	—	—	60.1	73.7
製材業	54.2	54.8	57.6	61.6
印刷業	106.5	106.1	106.5	108.5
衣服業	53.8	54.5	55.7	59.6
せんい業	55.0	54.6	55.8	59.1
製紙業	63.0	63.3	64.6	65.6
靴業	62.3	63.2	64.7	66.5
菓子・パン・めん類	50.1	50.7	51.0	52.1
醸造業	101.2	100.7	101.1	101.2
紙加工業	58.8	58.4	59.2	61.5
全 体	73.6	76.7	78.2	81.0

(“Die lohnpolitische Lage. Vertrauliche Denkschrift des Arbeitswissenschaftlichen Instituts der DAF, Oktober 1939,” in: *DZA Potsdam*; Mason: *Anhang Dok. IIc*, S. 1262.)

注(53) 注(48)—①, *op. cit.*, S. 238-239; 注(48)—③, *op. cit.*, S. 378; 注(48)—④, *op. cit.*, S. 400-401; 注(48)—⑦, *op. cit.*, S. 772-773.

(54) 注(53)ならびに注(48)—⑥, *op. cit.*, S. 412-413.

(55) 注(48)—⑧, *op. cit.*, S. 629-630.

第4表 名目週賃金収入(単位: RM)

	1936年	1939年
書籍印刷	50.49	52.73
電機製品	45.34	50.55
鉄鋼	45.53	50.71
機械	44.17	48.97
醸造器具	43.69	51.97
金細工	42.89	49.18
鋳造	42.27	46.24
鉛山	40.29	47.00
鋳造	33.73	39.77
建築	32.97	37.31
製紙	31.29	34.13
石と粘土	30.52	36.49
石膏	30.13	33.16
陶器	27.83	30.51
靴	27.64	30.55
製材	26.28	31.06
衣服	25.36	28.03
せんい	23.76	24.66
平均	23.20	26.04
平 均	35.13	39.42

(G. Bry, *op. cit.*, p. 251.)

の原因は、生産財部門では、(一)専門労働者不足による時間賃金収入上昇、(二)一時的な原料不足による週労働時間短縮であり、消費財部門では、生産財部門労働者の賃金収入が消費財市場に流れ、それによって消費財生産が活発となり、労働時間が延長されることによって週賃金収入がより上昇したとされている。⁽⁵⁴⁾ 1938年第1四半期の報告では、消費財部門の時間賃金収入の上昇率の方が大きいことが指摘され、主に生産財部門の賃金引上げによる労働者引抜き・移動によって、消費財部門の時間賃金収入のより大きな上昇がもたらされたことが示されている。⁽⁵⁵⁾

しかし、これはあくまで上昇率であって、賃金収入の絶対額を示すものではない。そこで、(a)賃金収入の絶対額、(b)労働時間の絶対値、における両部門の差異をみることにする。第3表から、第一に、両部門間の名目時間賃金収入の絶対額の格差はきわめて大きいこと(1937年12月で生産財関係の平均で 85.5 Rpf. に対して消費財関係では 58.5 Rpf. である)、第二に、生産財部門の時間賃金収入の上昇は著しいということ(1935年12月—1936年12月に生産財部門平均で約 6.2 Rpf., 消費財部門平均で約 1 Rpf. 上昇)が明らかとなる。また第4表の名目週賃金収入の絶対額から、週賃金収入においても

第5表 週労働時間 (単位: 時間)

	1929	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939
工業全体	46.04	41.47	42.94	44.56	44.44	45.56	46.06	46.54	47.8
生産財	46.34	41.16	42.96	45.15	45.87	46.61	47.25	47.84	48.8
消費財	45.65	41.80	42.89	43.81	42.60	44.23	44.54	44.91	43.5
鋼業	48.24	39.38	41.94	45.67	46.23	47.53	47.43	47.96	
輸送設備	45.02	39.32	43.12	44.50	45.12	45.81	45.66	45.93	
機械	49.01	40.31	42.66	47.18	49.07	49.00	49.86	50.07	
電機	44.71	35.30	38.76	43.88	45.07	46.13	46.67	46.39	
皮革	45.34	43.57	44.13	45.19	44.73	44.31	44.18	45.04	
せんい	44.73	40.95	42.37	42.93	40.78	42.30	43.07	43.95	
衣服	45.80	42.59	43.75	44.01	41.46	43.96	43.52	44.40	
食料品・ゴム	47.00	43.11	43.26	44.99	44.76	45.03	45.47	45.46	

(B. Klein, *op. cit.*, S. 70.)

生産財部門の方が絶対的に大きいことが確認できる。本表からは上昇率においても生産財部門が凌いでいることになるが、これは官庁統計であり、かつまた1939年平均であることから、前述の調査報告書と矛盾しているようである。

次に、部門別の週労働時間の動向をみると、第5表から、生産財部門の週平均労働時間が消費部門のそれを上回り、特に機械と繊維を比較すると、1938年平均で週5.6時間も格差がある。⁽⁵⁶⁾しかしながら、これはあくまでも官庁統計であり、前述のように週60時間以上にまで達しているという指摘から、必ずしも実態を反映しているとはいえない。そこでDAF労働科学研究所の秘密覚書に示された統計をみると、1938年中頃に週48時間以上労働している労働者の割合は、繊維業では25.1%であるのに対し、機械製作では49.9%、車輛製作でも44.5%にまで達している。⁽⁵⁷⁾このように、生産財部門の週労働時間は消費財部門のそれに比し、著しく長く、しかも延長されていたということ、それに対して消費財部門のそれは、かなり短かったが、その上で前述のように週労働時間が延長されていたであろうことが確認できる。

(三)鉄・金属業

帝国統計局の完全に残った上記三つの報告においては、特に鉄鋼業と金属加工業が具体的に上げられている。まず、鉄鋼業においては、1936年12月報告では賃金収入の目立った変化はなく、その原因⁽⁵⁸⁾は原料不足に帰せられているが、1937年第4・1938年第2四半期の報告になると、時間・週賃金収入共その上昇は生産財部門平均を遥かに越え、1937年6月から1年間に時間⁽⁵⁹⁾

賃金収入で5.5%、週賃金収入で8.1%も上昇している。また、ルール地区・ジーゲルランドでは1937年9月から3ヶ月間に、時間賃金収入は2%上昇したのに対し、ザールランドでは8.1%も上昇していること⁽⁶⁰⁾から、地域格差を考慮する必要があるが、それ以上のことは、定かではない。

次に金属加工業では、軍需生産増大のため、労働者数の増加並びに労働時間の延長がはかられ、時間・週賃金収入共かなり上昇し、原料不足によって影響されていないことが指摘されている。⁽⁶¹⁾部門別格差の考慮の必要性を示しているといえよう。

賃金収入の絶対額でみると、第3・第4表から、鉄・金属業平均の時間賃金収入は、建設業を約10 Rpf., 消費財部門平均を約30 Rpf. 上回り、週賃金収入も建設業を約10 RM以上、消費財部門平均を約20 RM上回っており、鉄・金属業が、工業全体の中で最も高賃金部門を構成していることが確認できる。

(四)建設業

帝国統計局の指摘するところでは、建設業では建設労働者が地域間を移動しているため概観することは困難であり、また特に再軍備関係の建設作業が都市から賃金水準の低い農村に移動しているため、賃金収入は

注(56) C. ギルボード前掲書、192頁参照。

(57) "Die lohnpolitische Lage. Vertrauliche Denkschrift des Arbeitswissenschaftlichen Instituts der DAF, Oktober 1939," in: *DZA* (Mason: *Anhang Dok. IIc*, S. 1261).(58) 注(48)—①, *op. cit.*, S. 240-241.(59) 注(48)—⑥, *op. cit.*, S. 414-415; 注(48)—⑦, *op. cit.*, S. 773.(60) 注(48)—⑥, *op. cit.*, S. 414-415.(61) 注(48)—①, *op. cit.*, S. 240-241; 注(60)も参照。

僅かしか上昇していない。⁽⁶²⁾ それでも1937年第4四半期の報告では、1935年12月から時間賃金収入は4.5%上昇し、特に建設専門労働者のそれはかなり上昇したことが示されている。⁽⁶³⁾

建設業の建設材料業に対する相対的賃金格差が、建設材料業の労働力の建設業への移動を引き起こしたことは前節第二項で確認したが、第3・第4表から、建設業に対して建設材料業(石と粘土業・製材業)は、時間・週賃収入とも、相対的に低い、その上昇率は建設材料業の方が、相対的に高いことが確認できる。

最終節 結論的考察

以上、1936年秋の四カ年計画政策以降1938年6月までの労働配置政策の実態を、労働配置状況並びに賃金水準の動向として分析してきた。東方の生存圏獲得のための国内の経済的再軍備・戦争準備を遂行するに必要な労働力の重点的確保という労働力政策としてのナチス労働政策は、鉄・金属業においては金属労働者の職場移動許可義務制として、建設業においては建設専門労働者の職場移動許可義務制並びの建設計画届出義務制として制度化された。労働市場へのかかる「意図としての間接的統制」は、その実態においては、経済的再軍備に緊急に必要とされていた金属労働者・建設専門労働者を重点的に確保することを不可能にしたばかりか、労働配置の国家的統制というその政策意図とは逆に、個別資本と労働者との個別的契約関係に労働力確保を従属せしめることによって、無計画的な労働移動を阻止しえず、さらに無計画的かつ飛躍的な賃金収入の上昇をも阻止することができなかったのである。

以上のことから、「意図としての間接的統制」は実態そのものを反映しておらず、あくまでも政策意図を示すに過ぎず、その意味でベッツィーナの把握は一面

的であったといえよう。経済的再軍備の進行との関連における相対的な専門労働力不足から由来する諸現象は、実態における労働市場統制＝「労働力動員」を示してはいないものの、クラインの言うようなナチ国家指導部の意識性にもとづくものとはいえず、その意味でクラインの見解は一面的であろう。

さらに、実態としての労働政策は、単にこのような労働力的側面におけるネガティブな結果を生ぜしめたばかりか、労働者の態度におけるネガティブな結果をもたらした。賃上げ要求のストライキ・賃金収入増加のための意図的職場移動から、無断欠勤・労働規律の低下・労働能率の低下に至るまで労働者はさまざまな形でネガティブに反応していたのである。(i)個別資本の資本主義的搾取、(ii)労働管理官並びに労働局の国家的統制、(iii)DAFのイデオロギー的統制、(iv)ゲシュタポ(国家秘密警察)のテロル活動、という四重の機構下にあった労働者大衆が、個別資本による高賃金収入の保証によっても、またDAFのイデオロギー教育によっても統合され得なかったという事実は、ナチス・ドイツが経済的再軍備・戦争準備を積極的に遂行してゆくための国民的前提のよろさを如実に示しているといえよう。ここに、これまで労働者大衆の政治的・イデオロギー的教育活動に限定されていたDAF⁽⁶⁴⁾が、1937年秋以降、社会的・経済的領域に積極的に介入してゆかざるを得ない条件、さらには、ゲシュタポのテロル活動が活発化する条件が醸成されていたといえる。⁽⁶⁵⁾ 1938年初めの諸権力グループ間の権力対抗の先鋭化は、実は、労働者のこのようなネガティブな反応にまで結実したナチス労働配置政策の実態の権力関係における現象なのである。ナチ国家指導部の政策意図と実態とのギャップの前述のような特質は、ナチ体制と労働者大衆との関連のこうした特質をも生み出し、ナチス権力権造の特徴的な様相を結実させたのである。

注(62) 注(48)―①, *op. cit.*, S. 242; 注(48)―⑥, *op. cit.*, S. 416-417; 注(48)―⑦, *op. cit.*, S. 775, 778. 戦争経済的に重要な四カ年計画工場の建設は、中部・東部ドイツ(ブラウンシュヴァイク、マクデブルク、ハレ、ライプツィヒ)に重点が移動している。統計的に示せば、ライヒ全体の工業生産に占める中部ドイツの工業生産の割合は、1936年に24.6%から1939年に26.6%へ上昇し、また東部ドイツのそれは1936年6.4%から1939年6.9%へと上昇したのに対し、西部ドイツのそれは61.0%から59.2%に減じている。D. Petzina, *Vierjahresplan*, S. 260; Ders, *Autarkiepolitik*, S. 183-189.

(63) 注(48)―⑤, *op. cit.*, S. 416-417.

(64) Mason, "Einleitung," in: *Arbeiterklasse und Volksgemeinschaft*, *op. cit.*, S. 128, 129-130, 132; Ders, "Labour in the Third Reich 1933-1933," in: *Past and Present*, Nr. 33, 1966, p. 103, 124, 125.

(65) ゲシュタポのテロル活動の分析は、後日にゆだねることにする。

(66) Mason, "Labour," *op. cit.*, p. 125. 山口定「R. ライトとその周辺」『季刊社会思想』2-3, 1972年, 641-642頁。

ナチス後期における労働政策とその実態に関する社会史的考察

1938年6月には「労務義務令」と「賃金構成令」として新たな展開を遂げるに至ったナチス労働政策が、⁽⁶⁷⁾経済的再軍備遂行のためのヨリ直接的な労働力政策としてと同時に、労働者大衆のイデオロギー的動員をは

かるヨリ統制的な労働者政策として現われざるを得ない社会史的條件が、ここに醸し出されたといえよう。

(慶應義塾大学大学院経済学研究科博士課程)

注(67) これらの労働政策ならびにその実態については後日にゆだねることとする。